

令和8年
10月1日
実施

市民サービスセンターの 貸出施設の使用要件を緩和します

①最低利用人数の緩和

利用最低人数を2名に引き下げます。（ただし、多目的ホールを除きます）

②最大利用時間

1日の利用時間は最大8時間となります。

③大会・企業行事等（準備期間等を要する行事）の予約可能期間の緩和

秋田市を開催地とする地域振興と判断されるイベント（全国大会、東北大会等）や、企業団体の年間行事に組み込まれ、事前周知が明らかに必要と判断されるイベント等に限り、使用日の3カ月前から電話又は窓口での予約が可能となります。

※予約の可否の判断のため、予約時にイベント内容を周知チラシなどで確認させていただきます。

注意事項

※状況次第では当日の予約による利用をお断りする場合があります。

※利用時間は厳守してください。（片付けや清掃時間を含みます。）

※災害の発生や選挙の実施等により、予約受付後でも使用を中止する場合があります。

※申請内容に虚偽や不正があった場合は利用を制限する場合があります。



令和8年4月より実施した利用促進のための実証実験結果から、使用要件を緩和しました。ぜひご利用ください！

【施設の使用申請】

西部地域住民自治協議会（西部市民サービスセンター1階地域活動室）TEL 828-4217
午前9時～午後9時（年末年始を除く）